

# 契 約 書

名 称			
場 所			
納 入 期 限	年	月	日
契 約 金 額	円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)		
契約保証金額	円		
契約不適合責任期間	所有権移転の日から	年間	
附帯事項			
年 月 日			
甲 注 文 者 姫 路 市 姫 路 市 長			
乙 契 約 相 手 方 住 所 氏 名			
代 理 人 住 所 氏 名			
頭書について、以下の条項に従って、信義を守り、誠実に契約を履行する。 この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。 (契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合には、当事者が当該電磁的記録に地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を行った上で、各自当該電磁的記録を保有する。)			

(総則)

第1条 乙は、甲の指示した仕様書及び図面又は見本に基づき、契約書記載の契約金額をもって契約書記載の納入期限内に物件の納入を完了しなければならない。

(契約の保証)

第2条 乙は、甲においてその必要がないと認める場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、第2号の場合においては、その保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項第1号の契約保証金には利子をつけない。

4 乙が第1項各号のいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証に第17条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

5 甲は、契約が履行されたときは、契約保証金を乙に還付するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(指示)

第4条 甲は、この契約の履行について必要があるときは、乙に対し指示することができる。

(検査)

第5条 甲は、物件の納入の日から7日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査の結果、不合格品があるときは、甲の定める期間内に取り替えて納入し、更にその検査を受けなければならない。

(物件の所有権)

第6条 物件の所有権は、前条の規定による検査を受け、甲が合格品と認めた時に甲に移転するものとする。

2 所有権の移転前に生じた損害は、乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 乙は、納入した物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完をしなければならない。

(契約金額の支払)

第8条 乙は、第5条の検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に

契約金額を支払わなければならない。

(分納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物件の数量を分割して納入するものとする。

(乙の請求による納入期限の延長)

第10条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により、納入期限内に物件を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、納入期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して書面により延長期間を定めるものとする。

(暴力団の排除に関する措置)

第11条 乙は、第16条第8号イからトまでのいずれかに該当する者(以下「排除対象業者」という。)を、この契約の履行に際し締結する全ての請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他の契約(以下「下請契約等」という。)の相手方(以下「下請負人等」という。)としてはならない。

2 乙は、下請負人等が排除対象業者であることを知ったときは、直ちに甲に報告するとともに、当該下請人等との契約を解除し、又は当該下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

3 前項の場合において、当該契約の解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

第12条 甲は、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当しないことを確認するため、乙に対して、役員等(法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。))にあっては役員(法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者(役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。以下同じ。)、個人にあってはその者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。以下同じ。)の名簿その他の必要な情報(以下「役員名簿等」という。)の提供を求めることができる。

2 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに役員名簿等を甲に提出しなければならない。

3 甲は、乙から提供された役員名簿等を所轄の警察署長に提出し、乙及び下請負人等が排除対象業者に該当するか否かについて、意見を聴くことができる。

4 甲は、所轄の警察署長から得た情報を、姫路市暴力団排除条例(平成24年姫路市条例第49号)第7条の趣旨に従い排除対象業者を排除するために、他の業務において利用し、又は外郭団体等を含む甲の関係部局と共有することができる。

第13条 乙は、この契約の履行に当たって排除対象業者から契約の履行の妨害その他不当な要求を受けた場合(当該要求を下請負人等が受けた場合を含む。)は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(甲の任意解除権)

第14条 甲は、物件が納入されるまでの間は、次条及び第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間内を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、納入期限内にこの契約に定める債務を履行しないとき。

(2) この契約の履行に当たって乙が不正の行為を行ったとき。

(3) この契約の履行に当たって乙が職員の指示に従わなかったとき、又は職務の執行を妨げたとき。

(4) 正当な理由なく第7条の履行の追完がなされないとき。

(5) 乙又は乙の代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に関して公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。

(6) 前各号に掲げるときのほか、この契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反し、売買代金債権を譲渡したとき。

(2) 乙の債務の全部の履行が不能であることが明らかであるとき。

(3) 乙が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に債務の履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 排除対象業者に売買代金債権を譲渡したとき。

(8) 次のいずれかに該当するとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であることが明らかになったとき。

- ロ 暴力団員が役員として経営に関与していることが明らかになったとき（実質的に関与している場合を含む。）。
  - ハ 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していることが明らかになったとき。
  - ニ 役員等が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団若しくは暴力団員の威力を利用していることが明らかになったとき。
  - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図ったとき。
  - ヘ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - ト 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
  - チ 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が排除対象業者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - リ 乙が、排除対象業者を下請契約等の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - ヌ 下請負人等が排除対象業者であることを知りながら、正当な理由なく甲への報告を怠り、又は下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないとき。
  - ル イからヌまでのほか、乙が正当な理由がないにもかかわらずこの約款の条項に故意に違反し、その違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- (9) 雇用する労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致されたとき。  
（甲の損害賠償請求等）

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 納入期限内に物件を納入することができないとき。
  - (2) 第7条に規定する契約不適合があるとき。
  - (3) 第15条又は前条の規定によりこの契約が物件の納入後に解除されたとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第15条又は前条の規定によりこの契約が物件の納入前に解除されたとき。
  - (2) 物件の納入前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法

律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)に定める再生債務者又は同法の規定により選任された管財人等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、遅延日数に応じ、契約金額につき年3パーセントの割合で計算した額を請求することができる。

6 前項の規定による遅延日数の計算については、第5条の規定による検査に要した日数は算入しない。検査の結果不合格となった場合における取り替えをさせるために甲が第1回目に指定した日数についても、同様とする。

7 甲は、乙の履行遅滞について特別の理由があると認めるときは、第5項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内で相当と認める額を請求額とすることができる。

8 第2項の場合において、第2条の規定により契約保証金(同条第1項第2号による保証を付した場合に、甲に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下この項において同じ。)の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、甲は、当該契約保証金又は担保(次項において「契約保証金等」という。)をもって第2項の違約金に充当することができる。

9 甲は、前項の規定により契約保証金を違約金に充当した後になお余剰があるときは、当該余剰に係る契約保証金は、違約金として甲に帰属する。

10 第1項又は第2項の場合において、甲は、損害賠償金、違約金請求権その他乙に対する債権と乙の契約金請求権その他甲に対する債権とを相殺することができる。

11 前項の場合において、相殺して、なお不足があるときは、乙は、甲の指定する期間内に当該不足額を支払うものとする。

12 第10項の場合において、充当する債権の順序は、甲が指定するものとする。  
(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第18条 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第4号又は第5号に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体(独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう)が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独

占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6、又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者がこの契約に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の賠償金のほか、契約金額の100分の5に相当する額を賠償金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該契約を履行した後も同様とする。

- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 前2項の規定は、甲に生じた損害の額が賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償金の請求をすることを妨げるものではない。

4 前条第10項から第12項までの規定は、第1項又は第2項の規定により乙が甲に支払うべき賠償金について準用する。

（契約不適合責任期間等）

第19条 甲は、納入された物件に関し、頭書記載の契約不適合責任期間（契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）が可能な期間をいう。）内に通知を行わなければ、請求等を行うことができない。

(契約の変更又は中止)

第20条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、この契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(事情の変更)

第21条 この契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約内容を記録した電磁的記録を作成した場合における特約)

第22条 この契約が、契約内容を記録した電磁的記録（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定による措置を講じたものに限る。）により作成した場合において、この契約に施された電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定するものをいう。）に付与されたタイムスタンプ（時刻認証業務の認定に関する規程（令和3年総務省告示第146号）第2条第1項に規定するものをいう。）の時刻情報が頭書記載の締結の日以後のときにあつては同日に遡って効力を生ずるものとし、当該時刻情報が同日前のときにあつては同日から効力を生ずるものとする。

(契約外の事項)

第23条 この契約条項に定めていない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。